

平成19年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年9月3日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程 11. 議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 12. 議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 13. 議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 14. 議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について
- 日程 15. 議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 日程 16. 議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することに

ついて

- 日程 17. 議案第 39 号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供すること  
について
- 日程 18. 議案第 40 号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供すること  
について
- 日程 19. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて  
(その 1)
- 日程 20. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて  
(その 2)
- 日程 21. 承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて (平成  
19 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 6 号) について)
- 日程 22. 認定第 2 号 平成 18 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程 23. 認定第 3 号 平成 18 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程 24. 認定第 4 号 平成 18 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程 25. 認定第 5 号 平成 18 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程 26. 認定第 6 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程 27. 認定第 7 号 平成 18 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程 28. 認定第 8 号 町道認定及び路線変更について
- 日程 29. 同意第 10 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めること  
について
- 日程 30. 同意第 11 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求め  
ることについて (その 1)
- 日程 31. 同意第 12 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求め  
ることについて (その 2)

- 日程 32. 同意第 13 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求め  
ることについて (その 3)
- 日程 33. 同意第 14 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求め  
ることについて (その 4)
- 日程 34. 同意第 15 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求め  
ることについて (その 5)
- 日程 35. 報告第 13 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠  
償の額の決定について (その 1))
- 日程 36. 報告第 14 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 1  
9 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 4 号) について)
- 日程 37. 報告第 15 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠  
償の額の決定について (その 2))
- 日程 38. 報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 1  
9 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 5 号) について)
- 日程 39. 報告第 17 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算  
報告書の報告について
- 日程 40. 要請第 2 号 「要請書」について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成19年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成19年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業も円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

9月1日は防災の日でしたが、最近の大雨は局地的な集中豪雨となり、本町においても一部で浸水の被害が発生いたしました。このことから、日ごろからの危機管理に対する対処について再認識したところです。

また、8月25日午後11時ごろ、興留5丁目地内において建物火災が発生し、建物が全焼したものの、怪我人等もなく、安全で安心なまちづくりにご尽力いただいております地元自治会、町消防団及び西和消防署の関係機関に敬意を表するものであります。

さて、本定例会は、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてなど33議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月30日から8月3日までの間、辰巳、中西両監査委員には、猛暑の中5日間にわたりまして、平成18年度の決算審査について克明にご審査をいただき、そのご労苦に対し深く感謝いたしますと共に、講評としていただきましたご意見、ご指摘事項につきましても、真摯に受け止め、今後の行政を推進していく上で十分その意を反映してまいりたいと考えております。

平成19年度も既に5カ月が過ぎ、今年度予算における各施策の円滑かつ効果的な事業執行に積極的に取り組んでいるところでございます。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、13番、里川議員、14番、木澤議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月26日までの24日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月26日までの24日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成19年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

6月定例会後、閉会中の8月21日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず1番目に、公共下水道工事について、平成17年3月末に供用開始をし、現在2年4カ月が経過したことから、整備状況、接続状況等については、新たに検討を加えて平成30年までの財政見通しを作成したとの報告がありました。

その内容は、下水道施設の建設に係る資本的収支部門については、歳入の主な財源は国庫補助金及び地方債で、歳出については主に新設改良費で、それぞれの事業の進め方及び事業費については、過去の実績を参考に推計をしている。また、主な財源が使用料収入に当たる収益的収支部門においては、料金収入等について接続実績を参考に推計を

している。

公共下水道計画区域は、全体で493ヘクタールあり、その整備については、今後20年以上の年数を要すると考えられることから、整備に係る費用についても、起債残高及び元利償還費についても多額になると予測される。

そのようなことから、使用料金及び加入負担金については、公共下水道事業の貴重な財源であり、今後も公共下水道の利用率向上と健全な下水道財政の運営が出来るよう努めていくとの報告がありました。

委員からは、事業費の削減、入札の改革、公共下水道管とガス管の施工順序に伴う工事負担、普及率等について質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目に、都市計画道路の整備促進について。まず、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬区間においては、工事着手に向けての準備として、当該区間において埋蔵文化財の発掘調査が7月末から実施されている。また、竜田川にかかる岩瀬橋の橋梁工事については、奈良国道の方で近日中に工事発注の契約が締結の予定。橋梁工事の着手に当たり、地元の方に工事説明を実施する。今後、事業の進展と共に、稲葉車瀬区間から国道25号三室交差点への接続、さらに小吉田モデル区間から東側の県道大和高田線までの整備促進に努めるとの報告がありました。

委員からは、附帯事業における町の負担分について、岩瀬橋完成後の168号線からの交通ルートについての質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業については、駅南口広場整備工事においては、6月定例会で工事請負契約の締結の議決後、現在整備工事が進められており、今後南口広場の北側歩道部分に設置するシェルター設置工事についても、9月12日に入札を予定している。また、駅北口については、踏切から北口広場に通ずる4-1号線の道路整備工事を9月末で完了する予定となっている。南北の5号線については、関係者の皆さんに道路計画について理解を求めながら、また用地協力をお願いし、土地の境界確認を進めていく中で、大筋了解を得られましたので、現在関係する底地の調査を行っている。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、9月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)三郷町公共下水

道施設を本町住民の利用に供することについて、（２）斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、（３）斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについて、（４）町道認定について、それぞれについて本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、使用料と加入負担金の区分について、また未登記道路等について質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、（１）平成１８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、（２）観月祭について、（３）斑鳩の里ふるさと秋祭りについて、（４）平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について報告がありました。委員からは、質疑はありませんでした。

また、その他については、公囁協会の発注について、斑鳩町の「斑鳩の水」について、またマンション計画と公開緑地等についての質疑がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。１３番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る８月２２日水曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、概要をご報告いたします。

まず、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館の整備、運営についてを議題とし、６月議会の議決後の工事の状況について、地盤改良工事を進めており、２．９％の進捗率であるとの報告を受けた後、委員より質疑、意見をお受けしたところ、１つとして、喫茶コーナーの運営について。それに対しましては、現在いきいきの里で行っている実態などを踏まえて障害者の団体の方が活動出来るものにしていきたいというふうに通の方から答弁がされました。２つとして、広報や啓発の工夫について。３つとして、デイサービスの考え方について。これにつきましても、社会福祉協議会で以前は事業として行っ



ていましたが、現在はこの事業をやっていないので、今後も予定していないというふう  
に答弁がされております。4つとして、館長の考え方について。5つとして、工事の進  
捗状況と条例などの制定のタイムテーブルについて。6つとして、総合福祉会館のネー  
ミングについて。これにつきましては、公募をしてネーミングを定めていきたいという  
考え方が示されております。7つとして、運営協議会の設置について。これにつきま  
しては、近隣の運営方法も調査をしているので、よりよい方向で行いたい旨の答弁がされ  
ております。

本件につきましては、以上のように報告を受け、一定の審査を行い終わらせていただ  
きました。

次に、9月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることとし、斑鳩町  
保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、説明を受けました。  
国の改正に伴い2年間据え置きをしてきた保育料ですが、今回の改定に伴い、国の2分  
の1のみを上乗せをしたいということで提案をされたものですが、委員より質疑、意見  
を求めたところ、1つとして、収入は幾ら増加するのかという質問に対し、106人に  
影響し、27万1,200円の増加となると答弁されております。2つとして、保育料  
の未納の状況や赤字対策、今後の保育行政について質問がされましたが、それに対  
しても色々と一定答弁がなされております。

以上、9月定例会提出予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということ  
で終わりました。

次に、各課報告事項について。

1つ、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、  
2つとして、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、  
この2件につきましては、18年度決算の確定に伴い補正が生じたものであることから、  
若干の質疑がありましたが、一定の答弁があり終わりました。

また次の、3つとして、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の  
額の決定について（その1））及び4つとして、議会の委任による町長専決処分の報告  
について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）は、同一案件の  
損害賠償にかかわる報告事項で、関連するものとして一括して報告を求めお受けをしま  
した。

委員より質疑、意見を受けたところ、1つとして、たびたび起こる事故の原因究明を

きちんとしているのか、2つとして、職員の処分はどうなっているのか、3つとして、午前中に収集というが、午後の業務はどうなっているのか、4つとして、職員の夏季休暇の対応はどうなっているのかなどの質疑がありました。

続きまして、次の案件も先ほどと同様、5番目として、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））及び6として、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）も一括して報告を求めました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1つとして、複数で乗務をしているのか、バックをする時の誘導などはきちんとやっているのか、2つとして、事故を起こした職員の公表についてなど質疑、意見がありました。

次に、7つとして、シルバー人材センターのワークプラザの建設について。当初あゆみの家の敷地内での建設計画であったものを、あゆみの家の南側にある駐車場スペースで建設することに変更したという報告を受け、委員より質疑、意見をお受けしたところ、1つとして、今まで利用していたあゆみの家の駐車スペースをどう確保今後していくのか。2つとして、NTTの跡地はどうなるのか。3つとして、その町有地の無償貸与についての考え方は、どのように考えればいいのか。4つとして、ワークプラザ専用の駐車スペースについてなどの質疑がありました。

次に、8つとして、奈良県後期高齢者医療広域連合議会について、議員の名簿が示され、臨時議会が開催されたことの報告があり、委員より、会議の今後の日程と傍聴についての質疑がありました。

次に、9つとして、徴収用原動機付自転車の盗難にかかわる個人情報の流出については、盗難発生から名簿の回収までの経緯の説明と犯人捜査の警察のかかわりなどの報告がされ、それに対して委員より、1、防止する具体策のマニュアル化について。2、名簿の数が472名というのは多過ぎる、小分けする方法について。3つとして、非常に困難な職種だが、ハードな体制状況になっていないかなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

続いて、その他の報告を求めたところ、福祉基金につきまして10万円の受け入れをし積み立てをしたという報告がされました。

その他につきまして、委員より意見、質疑を求めたところ、1、障害者のバスの運賃の軽減など精神障害者が外されていることについて、2つとして、町広報車のきめ細か

い福祉的な利用についてなどがあり、一定の答弁がされています。

以上が、閉会中に開催しました委員会の概要ですが、閉会中の当委員会の継続審査案件にかかわります活動といたしまして、7月13日金曜日、広陵町と河合町の福祉会館の現地調査を行ったところ、全委員並びに多数の議員皆さんにご参加いただき、有意義な調査、研修が出来たこと、また7月、8月に行われた福祉課主催の3事業につきまして、厚生常任委員会が協力者としてお手伝いに参加をさせていただき無事終わりましたことも申し添えまして、厚生常任委員会の閉会中の概要報告といたします。なお、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いを申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

去る8月23日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要について報告をいたします。

まず初めに、継続審査案件の「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事について、理事者より、今年度の整備工事に係る入札の結果、株式会社中谷組との仮契約を締結し、9月議会で議決後本契約を締結し、整備工事に着手していきたい。また、説明板設置工事等の事業について、今年度内での事業完了を目指す目的から、現在、国庫補助事業の追加要望について文化庁及び奈良県と協議を進めているとの報告がありました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、今年度事業として計画している整備に伴う発掘調査の国庫補助事業2次採択を受けるべく、現在、文化庁、奈良県と協議をしており、採択され次第早期に着手したいとの報告がありました。

次に、（仮称）文化財活用センターについて、今年度実施内容のうち、斑鳩の歴史文化や藤ノ木古墳を紹介する映像の製作や展示に係る委託業務を9月中に入札する予定であり、また国宝指定を受けている剣や馬具、土器など藤ノ木古墳出土のレプリカ製作業

務については、文化庁や県などの関係機関と協議中で、協議が整い次第着手したいとの報告がありました。

次に、安田家古文書の調査につきましては、今年度調査分を8月から再開しており、調査内容がある程度まとまった段階で報告するとのことでもあります。

委員より、文化財活用センターについて、現在、旧法務局跡地の建物はどのようにしているのかとの質問があり、理事者より、安田家古文書の調査として利用をしているとの答弁がありました。

以上が、継続審査案件に関する概要であります。

次に、9月定例議会の付議予定議案についてであります。

まず、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について、理事者より、JR法隆寺駅前広場整備事業に伴う公告板の位置の移動による改正であるとの説明がありました。

委員より、駅前の公告板は、駅に集まってくる人を対象にしているのか、北口の方は駅に沿って設置した方がいいのではないかと質疑、意見等がありました。

次に、政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より、郵政民営化に伴う郵便貯金の新規取り扱い廃止により、郵便貯金の文言を削除するものであるとの説明がありました。

次に、平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、理事者より、工事内容、契約内容等について説明がありました。

委員より、今年度の説明板設置工事は基礎工事だけかとの質問があり、今年度で基礎工事を行うが、今要望している中で採択されれば、今年度ですべて完了したいとの答弁がありました。

次に、斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について、理事者より、郵政民営化に伴い、郵便貯金を削除するものであるとの説明を受けました。

以上が、9月定例議会の付議予定議案についての概要であります。

次に、各課報告事項についてであります。

まず、学校給食委託業務の拡大について、理事者より、学校給食に係る人員確保が難しい状況であり、平成20年度から斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校で学校給食調理洗浄業務の民間委託の導入を行い、より安定した人員を確保しながら給食運営を適切に実施していきたいとの報告がありました。

また、学校給食調理洗浄業務委託の円滑な実施を図るため、債務負担行為を設定した

いとの報告がありました。

委員より、給食調理員を募集しても集まらないのはどういうわけかとの質問があり、理事者より、夏休み、冬休み等により業務が途切れることもあり、人員確保が難しいのではないかとの答弁がありました。また、委員より、生徒数の開きもあり、給食調理員が集まらない中、学校の統廃合も含めた抜本的な対策も必要ではないかとの意見がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、理事者より、斑鳩中学校男子バレーボール部の全国大会出場に伴う選手等の大会派遣費に係る助成金の補正予算についての専決処分の報告がありました。

次に、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、地方特例交付金、普通交付税の交付額の確定による補正、寄附金の補正、余剰金の確定による繰越金の補正、町債の一部起債同意額の確定による補正、学校給食調理洗浄業務委託に係る債務負担行為の追加などについての説明がありました。

次に、用途廃止財産（法定外公共物）の払い下げ価格を算定する基準について、理事者より、払い下げ価格を固定資産評価額とする新たな基準の制定についての報告がありました。

委員より、近傍類似の取り引き価格例は求めないのか、引き取り価格との間に大きな差がある場合はどうするかとの質疑があり、理事者より、取り引き事例は加味せず、固定資産評価額に統一する。固定資産評価額と近傍の評価額に大きな差は生じないと考えているとの答弁がありました。

また、水路の付け替えに伴う理由書についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、住民参加型市場公募地方債について理事者より報告があり、斑鳩町いきいきの里債の発行について、第3回目の公募を行うもので、対象事業としては、（仮称）総合福祉会館建設事業に充当し、発行額は昨年同様1億円とするものであります。

委員より、償還期限について、またいきいきの里債は好評であるが、あくまでも借金なので、なるべくそういったことはやらないようにやってもらいたいとの質疑意見がありました。

次に、町立幼稚園保育料の見直しについて、理事者より、園児1人当たりの公費による経費負担の増加や受益者負担の観点から、平成20年度に保育料、入園料を見直していきたい。現在、検討作業をしており、12月議会に保育料改定に伴う条例改正等をお願いしたいとの報告がありました。

委員より、保育料の滞納はあるのか、将来滞納があればどう対処するのかとの質疑があり、理事者より、現在滞納はない、滞納があれば家庭訪問による説明により適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、子ども模擬議会の結果について理事者より報告がありました。

次に、個人情報の流出について、理事者より、町税・国保税に係る個人情報の外部流出について、事態の経過報告等がありました。

委員より、不可抗力であったということだが、原動機付自転車にはロックしていたのか、不可抗力ということではなく、落ち度があってこういう事態になったということ踏まえて反省するべきであるとの意見がありました。

また、多発するいかるがホール駐輪場の自転車パンクや盗難について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、職員採用試験の実施について、理事者より、募集概要等について報告がありました。

最後に、その他として、委員より、学校給食費の滞納は発生しているのかとの質疑があり、理事者より、現在のところないとの答弁がなされております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の8月24日、全委員出席のもと予算常任委員会を開催いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

まず、会議の冒頭で、小城町長から、「町税、国民健康保険税に係る個人情報の流出について」、経過の報告と反省の弁が述べられましたので、申し添えておきたいと思えます。

初めに、各課報告事項として4件の報告がありました。

まず、1、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）は、衛生処理場のごみ収集車の事故に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いに係る補正であり、損害賠償金額は3万9,925円であるとの報告がありました。

委員からは、たび重なる事故によって保険金が上がっていくことはないのかとの質疑があり、理事者からは、この事故によって保険料が上がることはないとの答弁がなされました。

続いて、2、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）ですが、これにつきましても、同じく衛生処理場のごみ収集車の事故に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いに係る補正であり、損害賠償金額は4万2,985円であるとの報告がありました。

委員からは、なぜこちらの分は金額が大きいのか、事故を起こした職員にも幾らか負担を課しているのか、過去に対物ではなく対人事故はあったのか、また今回の事故による職員への教育、指導はどうされているのかとの質疑があり、理事者からは、収集車が接触した際にフェンス全体がゆがんでしまったためすべて取り替えることになったのでこの金額になった。また、この事故による職員への負担は課していない。さらに、過去に対人事故は起こっていない。そして、今回2回事故が起こっているが、最初の事故時には、担当部長による運転手への注意と、現場の安全運転管理者によるごみ収集作業員全員に対する注意を行った。そして、引き続き起こった事故に対しては、担当部長による運転手への注意、指導と共に、ごみ収集作業員全員に対して副町長から訓示を行ったとの答弁がなされました。これらを受けて委員から、職員に対する講習会を継続して行うべきではないかとの意見がありました。

次に、3、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）は、斑鳩中学校男子バレーボール部が近畿大会で優勝し、全国大会に出場するため選手等の大会派遣費に係る助成金のための補正であり、金額は168万円であるとの報告がありました。

委員からは、168万円の内訳について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされています。

次に、4、用途廃止財産（法定外公共物）の払い下げ価格を算定する基準については、前回の委員会で委員から出た指摘を踏まえて新たに制定したとの報告があり、一定の質疑応答が行われました。

以上、各課報告事項につきましては、報告を受けたということで終わりました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業についてということで、9月定例会に提案を予定されている一般会計及び各特別会計に係る補正予算4件について、報告、説明を受けました。

まず、1、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に5,416万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、学校給食の委託について質疑があり、理事者より、各学校ごとに入札をするとの答弁がなされました。

次に、2、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に5,358万5,000円を減額するというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、老人保健医療費拠出金、介護納付金について、当初予算でどういう見込みを立てていたのかという質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、3、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、地方債の充当率90%、単独事業費分95%であったのが、本年度からそれぞれ100%に変更されたことにより、歳入歳出の総額を変えることなく、地方債の増額補正とそれに伴う一般会計繰入金の減額補正を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、負担金にかかわって、議員が発行しているビラの影響で接続率が下がっている状況があるのか、また町民が疑心暗鬼になってくるのではないかと思われるが、町はどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、接続率は下がっていないなど、その他一定の答弁がなされています。

次に、4、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に3,337万3,000円を追加するというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段質疑等はありませんでした。

以上、閉会中の継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったというこ



とで終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より行政視察について質疑があり、一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、日程11、議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程13、議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程14、議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、日程15、議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について、日程16、議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、日程17、議案第39号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、日程18、議案第40号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについて、日程19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程20、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程21、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、日程22、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程23、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程26、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程27、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護

保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 28、認定第 8 号 町道認定及び路線変更について、日程 29、同意第 10 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程 30、同意第 11 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その 1）、日程 31、同意第 12 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その 2）、日程 32、同意第 13 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その 3）、日程 33、同意第 14 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その 4）、日程 34、同意第 15 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その 5）、日程 35、報告第 13 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その 1））、日程 36、報告第 14 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）、日程 37、報告第 15 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その 2））、日程 38、報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）、日程 39、報告第 17 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、日程 40、要請第 2 号 「要請書」について、以上 34 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 33 議案について、総括提案説明を求めます。  
小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等の説明を申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の整備についてであります。

6 月議会において、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の工事請負契約に係る締結の議決をいただき、現在、建築工事では仮設工事を終え、地盤改良工事を施工しているところであります。全体の工事進捗率は、8 月 20 日現在で 2.9%であり、今後も事業の進捗状況の報告はもとより、完成後の運営につきましても議会に相談をさせていただきながら、より良い施設運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間の用地取得は概ね完了が見えてきたところであり、工事着手に向けての

準備として当該区間における埋蔵文化財の発掘調査に7月末から着手されております。

また、岩瀬橋の橋梁下部工の工事は、近日中に請負契約が締結される予定であり、本年秋季以降の渇水期において工事を実施される見込みとなっております。

また、こうした状況下において、国も事業効果を早期に発揮できるよう稲葉車瀬区間から三室交差点への接続に必要な道路構造等の検討も進められるとも聞いております。

さらに、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間につきましては、五百井地区の計画路線上で住宅開発の計画がありましたが、地権者にもご理解を賜り、用地取得に向けて協議を進めていただいているところであります。今後とも国と協議しながら各区間の整備促進に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

ご心配をおかけしております事業用地の取得状況につきましては、整備予定区間の90%を取得いたしました。現在、残っております事業用地取得に向けまして努力しているところであります。また、用地のまとまったところから工事に着手できるよう作業を進めております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

駅前広場や駅周辺の道路計画の取組み状況であります。駅南口広場におきましては、現在、工事を進めているところであり、駅前広場の北側歩道部分に設置いたしますシェルターの入札を9月12日に予定しております。

また、駅北口におきましては、踏切から北口広場に通じる道路の整備工事を現在施工しているところであり、9月末の工期完了に向けて順調に進捗いたしております。なお、本定例会におきましては、本路線の町道認定をお願いしているところであります。

また、南口広場へのアクセス道路となります2本の路線に関しましても関係者の皆様方のご理解とご協力をいただき、事業用地の取得に向けて必要な補償調査の実施や道路設計などの作業も進めながら協議をさせていただいているところであります。

次に、県事業の三代川改修事業についてであります。

新家地区の改修済部分から上流のJR法隆寺駅踏切付近までの200メートルについて、現在、用地交渉が進められているところであり、昨年度には4件の契約が行われ、代替住宅建築のため残っている住宅2戸も、本年度中には解体されることになっております。また、本年度においても4件の補償契約等がなされております。

当地域には地籍が混乱しているところものありますが、県と連携を保ち早期の用地

確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続状況であります。平成19年度の申請件数は8月15日現在で122件となっており、供用開始以来の総件数は1,394件と順調な伸びを示しております。

本年度の整備状況についてであります。まず、継続事業であります2つの幹線工事につきましては、双方とも立杭築造工事が完了し、龍田西汚水幹線工事につきましてはシールド掘進作業の準備中であり、神南汚水幹線工事につきましては、シールド掘進作業を進めております。

次に、繰越事業であります龍田西3丁目地内の面整備では、夕陽ヶ丘自治会内で2つの工区、西の山自治会内で5つの工区につきまして、それぞれ工期内の完成に向け順調に作業を進めているところであります。

さらに、本年度工事につきましては、現在、龍田西6丁目地内の龍田西汚水幹線に接続する管渠工事及び法隆寺南1丁目、興留1丁目、五百井1丁目、小吉田1丁目地内で5つの工区の面整備工事に着手しており、今後、龍田2丁目、龍田西6丁目地内の工事を発注する予定であります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

本年度の墳丘周辺部を中心とした整備工事につきましては、去る8月10日に入札を執行し、株式会社中谷組と仮契約を締結しております。このことにつきましては、本定例会におきまして議案を上程させていただいており、議決をいただきました後、本契約を締結してまいりたいと考えております。

なお、本工事につきましては、本年度の早期完成をめざしておりますことから、今後とも文化庁及び奈良県等関係機関のご指導を得ながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(仮称)文化財活用センターの整備についてであります。

本年度は、史跡藤ノ木古墳等の斑鳩の歴史・文化を紹介する映像ソフトの製作や、出土品のレプリカ製作などの作業に取り組んでまいりたいと考えております。

映像ソフト製作等の委託業務につきましては、9月14日に入札を予定しており、国宝指定を受けております史跡藤ノ木古墳の出土品のレプリカ製作につきましては、現在、文化庁をはじめ奈良県教育委員会、県立橿原考古学研究所との協議を進め、協議が整い

次第、製作業務に着手し、担当委員会に報告しながら、平成20年度の建築及び展示工事の着工に向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

なお、その他の事業につきましても、それぞれの計画に基づき準備を進めており、その進捗管理に努めているところであります。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてであります。

JR法隆寺駅前広場整備事業に伴い、斑鳩町公告板の一部を移設することから、本条例中に公告板の設置場所を規定する別表の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

郵政民営化に伴う関係法が平成19年10月1日から施行されることにより、「郵便貯金」の新規の取扱いが廃止されることに伴い、本条例中の「郵便貯金」を削除するとともに、旅行日以前に保有する郵便貯金については、なお公開の対象となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

当町においては、国の徴収金基準額表をもとに保育料を改正してまいりましたが、平成18、19年度の2年間につきましては、国の増額改定に対して保護者の負担の軽減を図るため保育料を据え置いてきたところであります。

このような状況のなかで、平成19年度においても徴収金基準額表が改正されたことから、平成20年度につきましては、改正された国の基準額表をもとに、当町の保育料徴収金基準額表を改正したいと考えますが、保護者の経済的負担増を緩和するため、改正幅につきましては半分に抑えて改正するものであります。

次に、議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,416万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億5,770万7,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず、歳入予算の補正では、第9款地方特例

交付金、第1項地方特例交付金で、平成19年度の交付額の決定により12万円の増額、また、第2項特別交付金では、同じく本年度の交付額の決定により1,351万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税におきましても、平成19年度の普通交付税交付額の決定により、4,114万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、総務費寄附金で、町制60周年記念事業として2社から40万円を、また、福祉基金への寄附として1件、10万円をいただいておりますことから、合わせて50万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、第1項繰越金で、平成18年度会計の剰余金の確定により1,311万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、第1目民生債で、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設について、本年度前期の起債同意予定額の確定により、1,240万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第3目臨時財政対策債では、発行可能見込額の確定に伴い、起債同意額が確定したことから、40万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、歳入でご説明をいたしました福祉基金への寄附金を積み立てますことから、10万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道事業債の充当率が国庫補助事業、地方単独事業とも、100%に引き上げられたことにより、平成19年度前期の起債同意予定額が増額し、公共下水道事業特別会計において、町債による事業費の確保が図られましたことから、一般会計からの繰出金6,770万円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源1億2,176万3,000円を留保することとしております。

また、平成20年度から斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校におきまして学校給食に係る調理及び洗浄業務の委託を実施いたしますことから、業務の円滑な実施を図るため債務負担行為を設定しております。

次に、議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,358万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ34億6,450万8,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴い、2,061万5,000円を減額し、また、療養給付費負担金の医療給付費分において平成18年度での交付不足分が本年度で精算交付されることから、581万6,000円を増額し、合わせて1,479万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

第3款療養給付費等交付金につきましては、平成18年度での交付不足分が本年度で精算交付されますことから、913万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第4款県支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴い、371万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

第9款諸収入につきましては、4,420万1,000円の減額補正をお願いするものでありますが、内容としましては、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴い、歳入欠かん補填収入で同額の121万9,000円の減額補正、及び歳出補正による減額に比較して歳入補正による減額が少ないことで生じる差額4,298万2,000円の雑入での減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正であります。第3款老人保健拠出金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴い、1,699万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

第4款介護納付金につきましては、本年度の納付額の決定に伴い、3,536万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

第10款前年度繰上充用金につきましては、執行額の確定に伴い、121万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成19年度から公共下水道事業に係る地方債の充当率が変更されたことにより、歳入歳出の総額を変えずに、財源の一部を繰入金から町債に変更するもので、第4款繰入

金、第1項一般会計繰入金で6,770万円を減額補正し、第7款町債では、6,770万円の増額補正をするものであります。

また、第2表地方債補正につきまして、公共下水道事業の限度額を6億6,870万円から7億3,660万円に変更し、流域下水道事業につきましても地方債充当率の変更に伴い流域下水道事業の限度額を5,930万円から6,080万円に変更し、奈良県流域下水道事業推進資金では、流域下水道事業費の変更に伴い限度額170万円を0円に変更をお願いするものであります。

次に、議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,337万3,000円を追加し歳入歳出それぞれ14億4,627万3,000円とするものであります。

その内容といたしましては、歳入予算の補正では、平成18年度決算の確定に伴い繰越金につきまして、3,337万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金から給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費負担金及び交付金を受け入れており、翌年度精算として平成19年度に超過交付金額を返還するため、償還金において1,018万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、平成18年度決算の確定に伴い諸支出金の第1号被保険者保険料還付金において10万8,000円の減額補正を、また、基金積立金において、2,329万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により予定価格が、5,000万円を超えることから、工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

史跡藤ノ木古墳整備工事の本年度の主な概要につきましては、墳丘部の保護用盛土工事及び植栽工事、石室内の見学用通路設置工事及び電気設備工事、墳丘周辺部の盛土工事及び植栽工事、見学用広場や園路の設置工事等であります。

去る8月10日、指名競争入札に付した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社中谷組 代表取締役 中谷保子、契約金額は、7,192



万5,000円であり、工期は議会議決後、平成20年3月24日までの181日間あります。

次に、議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてであります。

郵政民営化法等の施行に伴い、関係する公有地の拡大の推進に関する法律が改正されたことにより、公社が余裕金として運用できる方法のうちから郵便貯金が削除され、平成19年10月1日から施行されます。

この改正に基づきまして、斑鳩町土地開発公社定款に規定する余裕金の運用の方法から郵便貯金を削除するものであります。

次に、議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてであります。

斑鳩町龍田西3丁目1298番59他、31筆の29宅地について、地形的な条件により三郷町公共下水道施設を利用することから、地方自治法第244条の3第2項の規定により、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協定を締結することについて協議を行うものであり、同法同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてであります。

三郷町夕陽ヶ丘216番他、7筆の8宅地について、地形的な条件により斑鳩町公共下水道施設を利用されることから、地方自治法第244条の3第2項の規定により、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協定を締結することについて協議を行うものであり、同法同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについてであります。

先の議案第39号と同じく平群町竜田川3丁目623番179他、2筆の3宅地について、地形的な条件により斑鳩町公共下水道施設を利用されることから、地方自治法第244条の3第2項の規定により、平群町と施設の利用及び維持管理に関して協定を締結することについて協議を行うものであり、同法同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の正司知子氏及び高永晴雄氏の任期が、平成19年12月31日をもって満了となることから、引き続き高永晴雄氏を、そして正司知子氏の後任として川本佳世子氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

既定の歳入歳出の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正したものであります。

本補正予算につきましては、先般、岩手県で開催された平成19年度全国中学校体育大会・第37回全日本中学校バレーボール選手権大会に斑鳩中学校男子バレーボール部が、近畿ブロック代表として晴れて出場しましたことから、その出場助成金168万円の予算補正を地方自治法第179条第1項の既定により、平成19年8月9日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第2号から認定第7号までの6議案につきましては、平成18年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

辰巳、中西両監査委員には、厳しい暑さのなか7月30日から8月3日までの5日間にわたり厳正な審査を賜りまして、誠にありがとうございました。

まず、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算の執行にあたりましては、予測を大きく上回る地方交付税や臨時財政対策債の減額が示された厳しい財政環境のなかで、平成18年度予算執行方針に基づき予算計上した歳入につきましては、最大限にその財源の確保を図る一方、歳出の執行にあたりましては、十分なコスト意識のもとに、厳正かつ効率的・効果的な執行を徹底するとともに、行政効果が十分発揮されるよう努めました結果、平成18年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額が9億2,722万5,000円となり、歳出決算額が8億9,490万5,000円となりました。

この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は2億6,231万5,000円となり、この形式収支から、諸般の事情により、やむを得ず翌年度へ繰り越した事業に係る繰越明許費繰越額4,920万4,000円を差し引いた実質収支額は、2億1,311万1,000円の黒字となっております。

はじめに、歳入決算額の状況についてであります。

平成18年度の歳入決算額は92億1,722万円で、前年度の決算額と比較して、4億6,188万7,000円、5.3%の増となっております。

歳入決算額の主な内容につきましては、町税が29億1,914万1,000円、構成比31.7%、地方交付税が19億6,984万6,000円、構成比21.4%、町債が11億2,800万円、構成比12.2%、国庫支出金が6億7,618万1,000円、構成比7.3%、繰越金が6億853万2,000円、構成比6.6%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、町税は、景気の回復の兆しが雇用・所得環境にも波及するとともに、定率減税の縮減、生計同一の妻への本則課税、老年者控除の廃止などの税制改正等により、対前年度比4,119万6,000円、1.4%の増となっております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の圧縮などにより、国全体の地方交付税総額が5.9%の減となるなかで、本町においては、基準財政需要額における事業費補正の減及び町民税等の増収による基準財政収入額の増により、対前年度比3億3,195万9,000円、14.4%の減となっております。

町債では、中宮寺跡史跡用地購入事業債、地方一般財源の不足に対処するため地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、地方特定道路整備事業債などが減額となったものの、総合福祉会館建設事業債、道路新設改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債などが増額となったことにより、対前年度比6,540万円、6.2%の増となっております。

国庫支出金につきましても、交通安全施設等整備事業補助金、まちづくり交付金、文化財整備に係る保存整備費等補助金などが増額したことから、対前年度比2億9,468万1,000円、77.2%の大幅な増となっております。

次に、歳出決算額の状況についてであります。

平成18年度の歳出決算額は89億5,490万5,000円で、前年度の決算額と比較して、8億810万4,000円、9.9%の増となっております。

歳出決算額の主な内容につきましては、はじめに、目的別決算額の状況では、土木費が23億7,169万2,000円、構成比26.5%、民生費が18億9,924万6,000円、構成比21.2%、公債費が13億8,306万8,000円、構成比

15.4%、教育費が9億5,246万9,000円、構成比10.6%、総務費が9億1,629万4,000円、構成比10.2%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費の増加により、対前年度比8億6,027万2,000円、56.9%の増、民生費が（仮称）総合福祉会館建設事業費の増加により、対前年度比2億3,649万5,000円、14.2%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費などの減少により、対前年度比1億7,473万7,000円、15.5%の減、議会費が議員報酬などの減少により、対前年度比1,331万9,000円、12.2%の減、衛生費がごみ処理業務などの減少により、対前年度比7,431万8,000円、8.6%の減となっております。

また、性質別決算額の状況では、普通建設事業費が23億7,056万8,000円、構成比26.5%、人件費が15億8,635万3,000円、構成比17.7%、公債費13億8,263万7,000円、構成比15.4%、物件費が13億7,622万2,000円、構成比15.4%、繰出金が8億9,952万3,000円、構成比10.0%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、普通建設事業費がJR法隆寺駅周辺整備事業費、（仮称）総合福祉会館建設事業費、史跡藤ノ木古墳整備事業費、（仮称）文化財活用センター整備事業費などの増加により、対前年度比8億6,725万4,000円、57.7%の大幅な増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、積立金において財政調整基金への積立額が減少したことにより、対前年度比2,262万7,000円、42.3%の減、物件費が県議会議員並びに奈良県知事選挙事務費、避難所施設整備事業費などが増加したものの、文化振興センター管理費、在宅介護支援センター事業費、ごみ処理業務費などの減少により、対前年度比9,324万5,000円、6.3%の減、人件費が職員の退職、特別職の給料の減額、一般職の管理職手当の減額などにより、対前年度比7,526万6,000円、4.5%の減となっております。

続きまして、平成18年度に取り組みました事務事業について、平成18年度当初予算の施政方針に対応させて、その主な内容を述べさせていただきます。

はじめに、第1の柱「ともに生き心ふれあうまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。コミュニティづくりでは、今後、高齢社会の進展や人口の減少などがさらに進むことが予想されるなか、あたたかな人とひとのつながりのあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化が必要となってまいります。

そうしたことから、自治会組織をはじめ、住民ボランティア活動などの自主的な活動を支援し、地域住民の連帯感を高めるとともに、コミュニティの活性化を図りました。

また、本年2月11日をもって、本町は町制60周年を迎えました。この60年という節目を町政のさらなる飛躍と発展の出発点とし、地域への愛着、ふるさと意識の醸成をさらに促進するため、記念式典を開催するとともに、これまでの本町の歩みをまとめた記念誌を作成しました。

次に、人権・平和では、「人権教育のための国連10年斑鳩町行動計画」に基づき、広報紙・リーフレットなどによる啓発、「人権セミナー」の開催や「人権相談」など、人権に関する施策を総合的に推進するとともに、町民の皆様がお抱えになっている悩みや問題にこたえるため、「無料法律相談」を月に2回であったものを3回に充実し、町民一人ひとりの人権が尊重され、潤いのある豊かなまちの実現に努めました。

また、「斑鳩町非核平和宣言」の趣旨を踏まえ、戦争のない平和な世界をめざし、町民一人ひとりが、非核・平和について考える機会となるよう「平和展」を開催するとともに、学校教育及び地域での活動等、あらゆる機会をとおして平和の尊さを訴えてまいりました。

次に、男女共同参画社会の推進では、町広報紙において「わたしが私らしくあるために」をテーマに、引き続き男女共同参画の啓発を行うとともに、6月の男女共同参画週間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動期間において、啓発パネル展及び図書展示を行いました。

また、平成17年度に、企業において具体的にどのような男女共同参画推進の取組みが行われているのかを調査するとともに、事業主自らが自己点検をしていただくことを目的として実施したアンケート調査の結果を、ご回答いただきました町内事業所に送付させていただき、町内事業所に対する啓発を行いました。

次に、情報化社会への対応では、県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」において、インターネットを利用して申請・届出手続や公共施設の予約をすることができる汎用受付システムの共同開発を行い、平成18年度においては、新たに12手続及び申請書様式ダウンロードサービスの開発を行いました。

続きまして、第2の柱「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。生涯福祉の充実では、地域福祉として、年齢の違いやハンディキャップの有無にかかわらず、だれもが健康で将来も安心してくらすよう、意識づくりや地域ぐるみの福祉活動の促進を図るとともに、社会福祉協議会の活動を引き続き支援しました。

また、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、本町の福祉・保健の拠点となる施設をめざし、介護予防事業、子育て支援の強化をはじめ、ハンディキャップを持つ人の社会参加の促進、町民皆様の健康を守る保健センター機能などを盛り込み、広く町民に開かれた総合的なサービスが提供できる施設として、平成20年度初めの完成をめざし、現在、その建設を進めているところであります。

平成18年度においては、地権者の方のご理解とご協力のもと、事業用地を確保するとともに、建築工事の実施設計につきましては、プロポーザル方式により設計者の選定を行い、総合福祉会館基本計画に基づき、町民参加のワークショップを採り入れて設計を行いました。

次に、高齢者福祉として、昨年4月に介護保険法が改正され、将来にわたり持続可能な介護保険制度を構築していくために、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立など、全面的な見直しが行われました。

このため、従来、一般会計で実施してきた保健事業や老人福祉事業の一部を介護保険制度のなかで、地域支援事業として再編するとともに、新たに「地域包括支援センター」を設置し、その事業運営を「斑鳩町社会福祉協議会」に委託し、サービスの提供を開始しました。

また、お年寄りの方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭でくらすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施や福祉サービス制度の活用等を積極的に図り、生活支援、生きがいくくり、社会参加などの高齢者福祉の充実に努めました。

次に、障害者福祉として、ハンディキャップを持つ人の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、昨年4月に「障害者自立支援法」が施行されたところであります。

本町におきましては、「ふれあいと支えあいの輪を広げ、ともに生きるまち」の理念

のもと、障害者自立支援法の円滑な施行の推進を図り、ハンディキャップの有無にかかわらず、だれもが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながららせるまちづくりに向けて、関係機関と連携を図りながら、より良いサービスの提供に努めました。

次に、児童福祉として、少子化が進むなか、「斑鳩町次世代育成支援行動計画」のもと、町民の皆様、事業所、行政が連携・協力し合い、地域が一体となって子育て支援を行う「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」の推進に取り組みました。

平成18年度から新たに、乳幼児と親が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中かで語り合い、交流を図るとともに、町が養成した子育てサポーターによる育児相談などを行う「斑鳩町つどいの広場事業」を開始し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図りました。

次に、健康づくりの推進では、だれもが健康で、笑顔でらせるまちをめざして、引き続き生活習慣病の予防対策に重点的に取り組みました。

「健診は健康づくりの出発点」として、まず自分の身体の状態を知っていただくために、基本健康診査や各種がん検診の受診を促し、特に、壮年期の受診促進の強化に努めました。

また、子どもたちのすこやかな成長は、私たちの願いであり、親と子の笑顔がきらめくまちを築き上げていくために、健診や予防接種に加え、食に関する正しい知識の普及・啓発を図り、食を通じた健康づくりに取り組みました。

さらには、基本健康診査や各種がん検診等の検診の結果をもとに、自分の生活習慣を見直し、改善することができるよう、健康相談・指導や生活習慣病予防教室の充実を図るとともに、「自分の健康は自分でつくる」という視点で、町民一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、健康管理ができるよう、だれもが気軽に保健センターを訪れ、相談できる環境づくりに努め、自己健康管理の支援に努めました。

続きまして、第3の柱「文化の香り高く心豊かなまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。生涯学習・スポーツの推進では、生涯にわたって、自分の人生を充実させるためには、それぞれのライフステージに応じた課題の認識と課題に向けた学習が必要となってまいります。

そうしたことから、公民館教室・生涯学習講座等の開催、また、図書館においては子どもの読書サービスの充実、とりわけ就学前の幼児・児童には本の「読み聞かせ」、小・中学生には学校への集配を通じて大量貸出しを行うとともに、お年寄りには歴史・

時代小説を中心とした「大活字本コーナー」の充実に努めました。

また、競技性の高いスポーツだけではなく、だれもが気軽に参加でき、また、スポーツを通じて楽しみながら、健康づくりや体力づくりをしていただくため、子どもからお年寄りまで、多様な世代を対象とした生涯スポーツを実施するとともに、今後の生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立に向けての支援を行いました。

次に、教育・人づくりの充実では、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、不登校等の問題行動をはじめ、青少年の凶悪犯罪の増加、児童・生徒の安全確保等、さらには、学力低下への懸念などさまざまな問題が提起されております。

そうしたことから、学校教育におきましては、地域や家庭が連携しながら学校の教育力向上をめざし、「信頼され魅力ある学校づくり」を進めてまいりました。

各学校では、「生きる力」を育む創意に満ちた教育課程を編成、実施するとともに、学校図書の実態を調査し、読書をとおして読解力の向上や学力の向上を図るなど、効果的な教科指導、「総合的な学習の時間」の運営や特別活動の推進に努めました。

また、本町における「小中連携教育」のあり方について調査研究・実践を進め、「生き方」「道徳」の学習、英会話学習、小・中交流事業を実施し、小・中学校の9年間をとおして、子どもたちに「地域に誇りと愛情を持ち、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組みました。

さらには、子どもたちの安全確保を図るため、引き続き「子ども安全安心メール」を運用するとともに、AED（自動体外式除細動器）の設置や学校校舎耐震補強工事等に取り組みました。

また、青少年の健全育成として、青少年問題協議会を中心とした非行防止のための巡回活動や啓発、教育相談など、地域ぐるみでの健全な生活環境づくりに努めるとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、研修講座、講演、広報活動の推進を図りました。

次に、地域文化の保存と創造では、歴史文化の保全・継承として、昭和60年の発掘調査以来期待されている史跡藤ノ木古墳の整備につきまして、石室及び墳丘の保存修理を含めた史跡整備工事に着手しました。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましては、史跡公園として整備を行うための史跡指定地全域の公有化を完了したところであります。



さらには、（仮称）文化財活用センターの整備につきましても、旧法務局建物及び用地、その東側の事業地を公有化するとともに、建設に向けた実施設計に取り組みました。

また、文化・芸術の振興として、引き続き、財団法人斑鳩町文化振興財団への財政的支援を行うとともに、いかるがホールが地域文化創造の拠点施設としてその機能を最大限発揮できるよう、文化振興財団を指定管理者に指定することにより、施設管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な、また、質の高い運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進しました。

続きまして、第4の柱「潤いのある魅力的なまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。市街地・住環境の整備では、JR法隆寺駅周辺整備の要素事業である駅舎橋上化事業が竣工し、本年3月に橋上駅舎、南北自由通路が開通しました。長年の懸案であったバリアフリー設備の整った駅として、また、「世界文化遺産のまち、斑鳩」の表玄関にふさわしいシンボル性を有する斑鳩らしいデザインとして「ふるさと」斑鳩の駅に誇りと愛着が持てるよう創意、工夫を凝らしてまいりました。

また、駅前広場整備事業につきましては、現在までに駅南口広場の歩道と自由通路の取合い工事が完了し、現在は駅北口から踏切方面への道路工事を行っているところであります。

今後におきましても、計画している周辺道路につきましては、関係地権者の皆様のご理解とご協力を得て早期に整備できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、道路・交通体系の整備では、町内道路網の骨格を構築することにより、生活道路の円滑な交通の流れを確保し、住宅内道路の通過交通の進入解消を図るとともに、安全性や快適性に配慮した「人にやさしい道づくり」に向けて、いかるがパークウェイの促進、都市計画道路法隆寺線の整備を進めているところであります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、冒頭にも申し上げましたように、小吉田モデル区間から竜田川までの稲葉車瀬区間の約600メートルにおいて、計画的に事業が進められており、引き続き用地取得を重点的に取り組まれ、当該区間の面積にして約99%が現在までに取得されたところであります。

また、道路本体工事の準備作業として地元協議等を行いながら、詳細設計の実施や部分的な発掘調査なども行われ、本年秋の渇水期以降には竜田川に架かる岩瀬橋橋梁の橋台、橋脚の工事から着手される見込みとなっております。

さらには、モデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの約820メートルでは、本年1月に当該区間の関係者の方々を対象に地元説明会が開催され、説明会后において幅杭設置が完了するとともに、県道大和高田斑鳩線といかるがパークウェイとの交差点計画を具体的に検討するための地形測量調査も実施されております。

今後におきましても、残りの用地取得を早期に完了いただき、工事着工ができるような状況づくりを進めてまいりたいと考えており、国との連携を密にしながら、さらに整備促進に努めてまいります。

また、法隆寺線の整備につきましては、整備を完了した一部区間の供用も開始し、用地取得ができましたところから順次工事を進めておりますが、龍田地区において用地買収が難航しているところもあり、引き続きご理解を得られるよう交渉に努め、予定区間の早期完成に努力してまいります。

次に、風景・景観の形成では、景観作物としてのコスモスの栽培が、斑鳩の里の秋の風物詩として定着してきており、町内外の多くの皆様に親しまれているところであります。

法隆寺、法起寺、法輪寺周辺は、矢田丘陵の山並みや田園風景と寺院が一体となったよき斑鳩の風景が残っているところでもあり、引き続き地元の皆様のご協力を得ながら栽培を奨励し、斑鳩らしい風景・景観の創出に努めました。

続きまして、第5の柱「安全で快適なまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。環境保全の推進では、私たちの地球は、豊かな包容力でさまざまな生物を育み、また、人類の広範かつ活発な活動を支えてきました。

しかしながら、近年の限界を超えた人類の活動は、地球の包容力を損ない、他の生物との共存はおろか、私たち人類の存在さえ危うくしております。

このような状況のなか、町民の皆様に自らの日常生活が地球に与えている負荷を知り、積極的にその削減に努めていただくため、引き続き、地球市民でもある町民の皆様が行動を起こすうえで必要な「意識・行動を変える」、「取組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、そして行政が「率先して取り組む」といったことをテーマに掲げ、各事業に取り組みました。

「意識・行動を変える」では、地球温暖化の仕組みを知り、緩和・防止策を考える体験型学習会を2講座開催し、意識啓発に努めるとともに、親子環境教室、環境問題学習会などを継続して開催し、広く町民の皆様の行動を変える契機の提供に努めました。

「取組みを助ける」では、子どもエコクラブの活動に対して、物的支援に加え、活動等の助言を行い、登録5団体のうち、1団体につきましては、継続した活動が認められ、横須賀市で開催された子どもエコクラブ全国フェスティバルに招待されました。

「人材・組織を育成する」では、平成17年度から各自治会1名ずつ環境保全推進委員を設置しており、さらにその活動を充実させるため、研修会を開催して、委員のレベルアップに努めました。

また、NPO団体に地球温暖化防止事業の一部を委託し、その活動を支援するとともに、人材・組織の育成に努めました。

行政が「率先して取り組む」では、環境マネジメントシステムの見直しを図り、さらに行政活動における地球環境負荷低減を図った結果、外部の審査機関による定期審査では、本町のシステムはさらに向上しているとの評価を得たところであります。

次に、ごみ・し尿の処理では、ごみ処理につきましては、家庭から排出される廃棄物・資源物の処理量は、平成12年10月にごみ処理有料化を導入以後、毎年、前年度の排出量を下回っておりました。しかしながら、平成18年度において、有料化導入後初めて、わずかではありますが増加に転じました。

可燃ごみや資源物については、横ばい若しくは微減状況にあるものの、不燃物ごみが増加したことが影響したものと考えております。

その原因として、景気が回復傾向にあるなか、物品等の買替えが進んだことが考えられますが、今後、注意深く排出量の推移を見守り、必要な対策を講じたいと考えております。

また、し尿処理につきましては、これまで鳩水園内で発生する汚泥を海洋投棄しておりましたが、本年2月末から海洋投棄が禁止になったことから、それに対応するため、汚泥・乾燥処理設備の改良整備を行いました。

次に、防災・防犯では、防災・消防として、災害に備えるまち、安全で安心してらせるまちをめざして、災害の未然防止をはじめ、非常備消防、防犯体制の充実等に努めました。

平成18年度においては、災害が発生した際の被災住民の円滑な対応を図るため、簡易組立トイレ10台及び発電機、投光器等といった照明器具10セットを購入し、町が指定する避難所施設の充実に取り組みました。また、非常食であるアルファ米3,600食、そのうち300食は、いわゆる食物アレルギーに対応したもの及び保存用ビスケ

ット1, 840食並びに毛布700枚を購入し、災害物資の充実に努めました。

さらには、平成17年7月の水防法の一部改正により、集中豪雨や台風の上陸による水害や土砂災害に的確な避難誘導ができるよう、浸水想定区域や避難場所を示した洪水ハザードマップの作成を行い、風水害時の被害軽減、災害発生時の対策についての充実も図りました。

また、いわゆる国民保護法に基づきまして、住民の保護のための措置を的確に実施するため、平時の備えや武力事態等への対処等の内容を定めた国民保護計画を策定しました。

次に、防犯として、犯罪を未然に防ぐため、行政・町民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚策の一環として、児童・生徒の下校時を中心に青色防犯パトロール活動を行うことにより、防犯活動の視認性を高め、地域の安全確保についての啓発、生活の安全に関する町民の皆様の安全意識の高揚と自主的安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の確立に取り組みました。

次に、下水道の整備では、生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、事業認可区域の整備を積極的に進めた結果、約118ヘクタールの整備を完了し、1,272件の接続申請をいただいたところであります。

今後におきましても、公共下水道をより多くの皆様にご利用いただくために、引き続き整備拡大に努めるとともに、環境と共生したまちづくりを推進するため、より一層の水洗化の促進に努めてまいります。

続きまして、第6の柱「にぎわいのあるまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。農業の振興では、本町の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う農業生産力の低下など、大変厳しい状況にあります。

そのため、引き続き、安定的な農業経営の確立に向けて、農道、水路などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地の保全や、魅力ある農業の基盤を築くため、農業委員会をはじめ各種農業団体とも連携を図りながら、都市近郊型農業の振興に努めました。

また、拡大しつつある遊休農地の活用を図るため、農業委員会の全面的な協力を得て、遊休農地の実態調査、耕作放棄地意向調査、遊休農地を活用した実証展示圃において、そばと菜の花の栽培などを実施しました。

次に、商工業の振興では、わが国の経済の先行きについては、ゆるやかに景気回復は続くと思われていますが、本町においては、小規模事業者が中心であることから、依

然として厳しい経営環境が続いております。

このため、引き続き商工業者の債務保証に係る保証料の補給を行うとともに、核となる商工会と連携をとりながら、有利な国・県の制度資金の活用など、経営環境の変化に対応した指導等の支援を実施しました。

次に、観光の振興では、本町固有の歴史的な観光資源を前面に押し出し、斑鳩の魅力を広く内外にセールスできるように、あらゆる機会をとおして情報発信するとともに、日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会をはじめとする関係機関と協力しながら、積極的に国内外の観光客の誘致を図りました。

こうした取組みやＪＲ東海の「うましうるわし奈良キャンペーン」の効果もあって、観光客の増加を見たところであります。

また、もてなしの心での受入体制を整えるため、本年３月にＪＲ法隆寺駅に観光案内所を設置し、一層の観光案内の充実に努めるとともに、だれもが気持ち良く斑鳩を訪れ、散策していただくことができるよう、ユニバーサルデザインや外国語で表記した観光サインの整備を行ったほか、法隆寺観光自動車駐車場内の公衆トイレについても、バリアフリー化や外国人観光客にもゆったりと利用していただけるように改修しました。

最後に、「計画の実現に向けて」であります。

その主な取組みについてであります。はじめに、住民・行政協働では、協働のまちづくりを進めていくためには、町民の皆様に参画や協力を求めるだけでなく、私たち行政自身が変わっていかなければなりません。

そうしたことから、まずは私自身が直接町民皆様のもとに出向き、町民の生の声を聞く「町民対話集会」に取り組み、町民参加のまちづくりを進めました。

また、町制６０周年記念事業の開催では、記念式典の開催、記念誌の発行等により、先人が不断の努力により築き上げてこられた「ふるさと斑鳩」を守りつつ、この６０年という節目を町政のさらなる飛躍と発展の出発点とし、より良いふるさととして子孫に引き継いでいくための意識啓発を行いました。

次に、行政改革の推進では、第３次行政改革実施計画の前期計画が平成１８年度を最終年度とすることから、後期計画策定に向けて各取組みの整理を行ったところであります。後期計画策定後においても、国や県の動向及び現在の社会経済情勢を十分踏まえ、引き続き行財政改革の取組みを職員一人ひとりが常に問題意識を持ちながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、財政の健全化では、町広報紙、町ホームページをとおして、住民の皆様へ、予算・決算の概要をお知らせするとともに、財政状況の公表や貸借対照表などを作成して、町財政の状況についても積極的にお知らせしました。

また、本町の財政の健全化に向けては、現在のような国と地方の財政構造の大きな変革期にあっては、財政の現状を踏まえたうえで、そこに内在する財政構造上の課題を正しく認識し、中・長期的な視点からの持続可能な財政運営や収支不足の解消など、財政構造の質的な転換を行っていかねばならないものと考えております。

ただ、財政健全化の推進にあたっては、住民の皆様をはじめ各方面にわたり多大なご負担やご迷惑をおかけすることも考えられますが、自治体として責任をもって自主的・主体的なまちづくりを推進すべく住民の皆様と一体となって、基金の取崩しをすることなく年度予算が編成できる「持続可能な財政体質の確立」を目標に取り組んでまいります。

以上が、平成18年度斑鳩町一般会計に係る各種施策の主な取組みの概要であります。

次に、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計の運営は、財政基盤での不安定要素がございますものの、被保険者のご理解とご協力を得るなかで、保険者として経常経費の節減をはじめ、保健事業の推進による医療費の抑制や貴重な財源である国民健康保険税の確保など、財政運営の健全化に努力してまいりましたが、歳入決算額は23億3,511万円、歳出決算額28億5,500万9,000円、差引5億1,989万8,000円の歳入不足となりました。これに、後期高齢者医療制度に伴います翌年度へ繰り越すべき財源1,377万5,000円を加え、平成19年度予算から5億3,367万3,000円の繰上充用の措置を行うことで決算を終えることとなったところであり、依然として危機的な決算状況が続いているところであります。

なお、制度上、翌年度で精算されます一般被保険者に係る療養給付費負担金で、平成18年度において582万7,000円が交付不足となっており、また、退職被保険者に係る療養給付費等交付金につきましても、平成18年度で914万2,000円が交付不足となっておりますので、それぞれ平成19年度において精算交付されることとなっております。

今後も、医療制度が大きく変革していくなかで、保険者として被保険者の皆様が安心

して医療を受けていただけるよう、各種保健事業との連携強化により医療費を抑制し、また、国民健康保険税の収納率の向上に向けた積極的な取組みを継続して行い、健全運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は21億297万4,000円、歳出決算額は21億1,810万5,000円で差引1,513万1,000円の歳入不足となっております。このため、平成19年度予算におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行い、決算を終えております。

この不足分は、国庫及び県負担金に交付不足が生じたためであり、平成19年度予算でそれぞれ精算することとしております。

老人保健の医療費につきましては、この制度の対象となる年齢の引き上げにより対象者が減少しているものの、医療費の市町村負担の法定割合が増加していること、また、1人当たりの医療費が前年比2.6%の増加となったことなどから、若干の減少にとどまりました。診療別では外来、歯科、調剤が減少し、入院によるものが増加しているところであります。入院が増加しますと高額な医療費を必要とすることになりますことから、高齢者の症状が重度化しないよう、健康相談など保健事業の積極的な展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は548万6,000円、歳出決算額は83万円で、実質収支額は465万5,000円となっております。

財産区財産（下司田池）の適正な管理の一環として、溜池の水環境の悪化が懸念されるなかで、付近住民の方からの悪臭の苦情もあったことから、水中曝気ポンプ2基を設置しました。

今後とも地元住民の皆様や水利組合とも十分に協議しながら、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は16億6,379万4,000円、歳出決算額は16億3,979万4,000円で決算を終えたところであります。公共下水道事業につきましては事業認可区

域245ヘクタールのうち、平成18年度は龍田2丁目から龍田4丁目までの幹線管渠約900メートルを完成し、引き続き平成20年度までの3カ年の継続事業として管渠延長約1,500メートルの2つの幹線工事に着手しております。

また、服部1丁目、小吉田1丁目、法隆寺西2丁目、五百井1丁目、法隆寺南1丁目・興留1丁目、興留9丁目地内において面整備を実施し、管渠延長で約5キロメートル、整備面積で約9ヘクタールの整備を行い、約48%の整備率となっております。

また、平成18年度の工事発注に伴う入札執行残により、平成19年度に予定しておりました龍田西3丁目地内の面整備であります7つの工区を前倒し発注したことから、3億4,800万円を平成19年度に繰越明許費として繰り越しております。

次に、公共下水道の接続申請は617件の申請をいただき供用開始からの総件数は1,272件と順調に進んでおりますが、今後も接続率向上と下水道整備区域の拡大に努めてまいります。

次に、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計では、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知を図り、要介護認定の普及推進やサービスの安定的供給等の介護保険事業計画に基づきまして、制度の適正な運営に努めているところであります。

平成18年度の決算では、歳入決算額で13億4,977万4,000円、歳出決算額で13億1,219万4,000円、差引き3,758万円となっております。

国、県からの介護給付費負担金につきまして、給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費負担金及び交付金を受け入れており、1,018万5,000円が超過交付となっておりますことから、平成19年度で返還することになっており、還付未済額を差し引いた残りの2,329万6,000円を介護保険給付費準備基金に積立てを行う予定であります。

次に、認定第8号 町道認定及び路線変更についてであります。

JR法隆寺駅周辺整備事業に係る1路線、開発道路の帰属による6路線、位置指定道路の寄附による1路線の合計8路線の認定と、開発道路の帰属による1路線、位置指定道路の寄附による1路線の合計2路線の延伸に伴う路線変更をお願いするものであります。

次に、同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについ



てであります。

現委員の栗本裕美氏の任期が平成19年10月26日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号から同意第15号 公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）から（その5）であります。

現委員の天野淑子氏、太田信隆氏、尾崎幸子氏、清水孝雄氏及び吉川裕子氏の任期が、平成19年9月30日をもって満了となることから、引き続き太田信隆氏、清水孝雄氏及び吉川裕子氏に、そして天野淑子氏及び尾崎幸子氏の後任として葛本博美氏及び長坂成行氏に委嘱いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））であります。

去る平成19年6月1日、斑鳩町神南3丁目7番17号森田氏宅前道路において、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、森田氏宅の保護支柱及び屋根瓦等に接触し破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第13号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億311万8,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））であります。

去る平成19年7月3日、斑鳩町興留6丁目18番1号井上氏宅前道路において、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、井上氏宅のフェンスに接触し破損させたことに対

する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第15号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億354万4,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第17号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告についてであります。

平成17年度から平成18年度までの2カ年の継続として進めてまいりました龍田2丁目から龍田4丁目までの路線延長約900メートルの公共下水道事業（龍田北汚水幹線2工区）につきまして、去る平成19年3月12日に工事が完了いたしましたことから精算報告をさせていただくものであります。

全体計画の年度割額は平成17年度4億円、平成18年度3億円、総額7億円に対しまして、実績の年度割支出済額も同額となり総額7億円を支出し事業を完了しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程19、諮問第1号、日程20、諮問第2号、日程21、承認第10号、日程29、同意第10号、日程30、同意第11号、日程31、同意第12号、日程32、同

意第13号、日程33、同意第14号、日程34、同意第15号、日程35、報告第13号、日程36、報告第14号、日程37、報告第15号、日程38、報告第16号、日程39、報告第17号を除く町長提案の19議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) ありませんか。これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) よろしいですか。これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) 一定担当の厚生常任委員会でも少し議論はされていましたがけれども、この新旧対象表の料金表を見せていただく中で、3歳児未満の場合の料金と3歳児以上の料金とで少し、第5階層以上で料金が変わっていない。3歳児以上の場合、第5階層以上は料金に変化していない、3歳児未満の場合は金額の設定がわかれているということで少し疑問があるんですけども、この設定というのは、一定国の方から示されたものに従っているということですが、この考え方、3歳児未満と3歳児以上の違いの場合の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) この保育料の関係で、3歳児未満の場合と3歳児の場合

の第5階層以上の料金の違いでございます。

これにつきましては、当町の保育料は、国の児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準により、その基準額の85%を保育料として決めております。その中で、国の定めます保育所徴収金基準表がありまして、第7階層まで国が決めておりますが、町はそのうち、第4から第6階層はさらに3分割し10階層まで細分化しております。

その国の基準額表により、3歳児未満につきましては、第1階層から申し上げますと、第1階層は、国の基準額表では0円、第2階層では9,000円、第3階層では1万9,500円、第4階層では3万円、第5階層では4万4,500円、第6階層では6万1,000円、第7階層では8万円と限度額が決まっており、その85%が町の徴収金額として規定をしているところでございます。これは3歳児未満でございます。

また、3歳児の場合及び4歳児以上の場合におきましても、同様に第1階層から第7階層まで基準額が国の方で決まっておりますけども、この基準額は3歳児未満児の場合と異なっておりまして、国の基準額を申し上げますと、第1階層は0円、第2階層が6,000円、第3階層は1万6,500円、第4階層は2万7,000円、第5階層は4万1,500円、第6階層が5万8,000円、第7階層は7万7,000円になりますが、当町の場合、国の保育単価表に基づきまして限度額が決められております。この3歳児及び4歳児以上の保育料につきましては、国の保育単価表によって限度額が決められておる関係上、その保育所の定数及び児童の年齢区分により区分はされているところでございます。

国の保育料の保育単価表の区分を見ますと、まず保育所の定数区分がございますが、たつた保育園とあわ保育園では、120人と150人と定数が異なっております。その保育単価限度額を平均した金額で斑鳩町の場合限度額を決めておりまして、先ほど申しました金額の中で、3歳児におきましては、国の方では、その保育料の単価限度額は3万5,370円と決まっております。4歳児につきましては、2万9,150円と決まっております。これのそれぞれ85%を限度額としますと、第5階層以上の階層につきましては、3歳児で2万9,900円、4歳児以上は2万4,700円というふうになってまいるわけございまして、その金額をこの条例の中で決めさせていただいております。

そうした場合に、先ほど国から申しましたように、第5階層以上はすべてこの今申しました限度額を超えておりまして、この限度額を上限としまして斑鳩町の場合は保育料

を決めたということですので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、説明いただいた中では、国の方としても、3歳児以上の場合、第5階層、第6階層、第7階層という、4万1,800円、5万8,000円と7万7,000円と3段階に分かれているということやけども、それ以外の規定として、人数によって保育料の上限が決まっているということで、そこで頭打ちになって、第5階層、第6階層、第7階層ともに金額が同じになってしまうということで理解させてもらったらよろしいでしょうか。はい、わかりました。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。これをもって議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第31号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） ありませんか。これをもって議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第32号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第33号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第34号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予

算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第35号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これも総務常任委員会の方で傍聴させてもらって、少しちょっとわからなかったんで教えてほしいんですけども、もともと18年度の分と19年度の分と整備については計画がわかっていたと思います。そして、今回、19年度の分ということで契約が出てきましたけれども、総務常任委員会の中で、まだ文化庁と協議をしている部分があるということで、これ以外に、あと追加として出てくる部分がどれくらいあるのか、その辺のところをちょっと整理して把握をしておきたいと思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 19年度の事業につきましては、今回請負契約の締結に書かしていただいておりますのは、墳丘等の整備でございます。

そして、今回追加をお願いしておりますのは、20年度に計画いたしておりました各設備の説明板の設置を考えております。その部分について19年度中にすべて完了したいということから、説明板等の設置にかかります費用約1,000万、計画の中では1,000万上がっておりますが、その分について19年度の補正で追加補正をしていただけないかということで、現在県と文化庁に協議を持っていっているところでございます。そして、それが、補正が19年度でつくということであれば、その工事について19年度中に設置していきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） ほか、ありませんか。これをもって議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この議案に関しましては、各行政が効率的な運営をするにおいてあえて反対するものでもありませんが、ただわからないのでお尋ねをしておきたいと思いますが、公共下水道というのは水道と非常に深くかかわりのあるものですが、この後ろにもあと2つ議案ついてますが、三郷町、平群町、斑鳩町の関係の中で、水道の供給についてはこの地域どうなっているのかということをまずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） ただいま議案として上程しております区域につきまして水道の供給につきましては、各自治体がそれぞれを供給しているという区域でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 水道の使用料にかかわって下水道の方の使用料の設定であったりとか、非常に深くかかわる中では、一応そこら辺ではちょっと整合がとれてないんだなあということが、今、部長の説明でわかりましたが、それと共に、そうすると、これ自治体同士での協定であるというふうに理解はしますが、加入負担金で違いのあるところと、それと流す使用料の関係については、町同士でどのような取り決めをされるようなことになっているのか、お聞かせいただけておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） ただいまのご質問でございます。各住民さんが住民登録されております団体におきます条例を適用するといったことで、各加入金及び使用料につきましては、各団体の条例を適用するということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 適用されますが、それはあくまでも斑鳩町の町民さんの場合は、斑鳩町が徴収をし斑鳩町の何筆、何筆、何筆とこれ色々上げていただいておりますが、その分を斑鳩町から三郷町の方にお支払いするとかいう考え方なのかなあと、今の各条例を適用するということであればそういう方法をとるのかなというふうに思ったりもするんですが、その辺も含めてご説明をお願い出来ますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 各団体に住民登録されている住民様からは、各団体がそれぞれ徴収するというご理解いただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そして、各団体が徴収したものをその各団体の条例に合わせた数字で、加入負担金や、そしてまた公共下水の利用をする分につきまして、各行政区にお互いに振り分けると、その戸数の分を、斑鳩町が三郷町へ、三郷町が斑鳩町へというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それぞれ徴収した団体で入金するというございます。ですから、ただいま件として上げております、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて例に挙げますと、三郷町の公共下水道パイプを利用することでございますが、斑鳩町の住民がそれに流すということでございます。しかしながら、そういった加入金及び使用料については斑鳩町が徴収して斑鳩町が処理するというございます。

○議長（中川靖広君） ほかございませんか。よろしいですか。これをもって議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第39号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第40号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程20、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めるこ



とについて（その２）、以上２議案を、会議規則第３７条の規定により一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第１号、諮問第２号については、一括議題として、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、諮問第１号及び諮問第２号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その１）及び（その２）につきましてご説明をさせていただきます。

まず、諮問第１号でございます。

現委員の正司知子氏の任期が、平成１９年１２月３１日をもって満了することから、その後任者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

平成１９年９月３日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波１丁目６番３８号

氏 名 川本佳世子

生年月日 昭和３６年４月４日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第２号でございます。

現委員の高永晴雄氏の任期が、平成１９年１２月３１日をもって満了となることから、引き続き同氏の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 19 年 9 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西 1 丁目 6 番 1 7 号

氏 名 高永晴雄

生年月日 昭和 11 年 5 月 12 日

同氏の経歴につきましても、次のページに記載をいたしておりますけれども、朗読は省略をさせていただきます。

何とぞよろしく、諮問第 1 号、諮問第 2 号ともご承認賜りますようお願いを申しあげましてご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。諮問第 1 号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第 2 号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程 21、承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。栗本教育長。

○教育長(栗本裕美君) それでは、私の方から、承認第10号についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第10号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読させていただきますので、次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第16号

専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年8月9日

斑鳩町長 小城利重

町長専決処分をさせていただきました平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、先般岩手県で開催されました平成19年度全国中学校体育大会第37回全日本中学校バレーボール選手権大会に、斑鳩中学校男子バレーボール部が近畿ブロック代表として出場いたしましたことから、その出場助成金168万円の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年8月9日付で専決処分させていただきましたものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、予算に関する説明書により説明を申し上げます。

まず、4ページをご覧くださいと思います。

歳出予算の補正といたしまして、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費で、斑鳩中学校全国中学校体育大会出場に係ります助成金として、新たに168万円を補正させていただいております。

次に、第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費で168万円を、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費に充当させていただいているところでございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

#### 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年8月9日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 色々暑い夏に色んなスポーツがテレビでもやられてて、斑鳩町でもこういった喜ばしいことがあり、補正予算を組んでいただき、子どもたちが頑張ってくれていることは大変喜んでおります。

ただし、この会計処理のことで少し教えていただきたいんですが、現在法隆寺国際高校、以前の斑鳩高校などが甲子園へ出た場合でも、斑鳩町が補助金を出したりするとかという時であれば、その項目、日常的な項目というのを探すのが難しいのかなというのもありましたけれども、今回、中学校のクラブ活動の中での全国大会出場を決めたということの中で、補正予算を組んでいただく時に、どこで組むのがいいのかなということ

について、ちょっと立ち止まって私自身も考えてみたんですが、その時に歳出の項目、教育総務費の事務局費で上げられておられるということについて、どうのお考えでこういう組み方になっているのかということについて、私自身ちょっとわかりにくいので、これについてご説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ぱっと一般的に考えたら、中学校のことですし中学校費ということもあろうかと思えますけども、こういう特殊な場合、例えば毎年中学校の活動として必要な場合ではないですんで、そういうことから事務局費に計上させていただいております。そうした方が、毎年度中学校費に幾らかかっているかというのは、比較をする時に非常にわかりやすいということから、相当経って中学校費でやってきたら、その年度年度の移動がわかりにくいから、こういう特殊な場合は事務局費で組まさせていただいておるというふうに理解をしていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 逆に言えば、私たちからいうと、中学校費の中で上がっている方が、単年度だけ見たらわかりやすいんですけども、行政の中では、そういう処理で、色々統計的に各年度を比較する時に逆にわかりやすいということでそうされているということであれば、それについては説明どおり、私としてもそうなんだと、今後もそういうふうになるんだということで認識を持たせていただいております。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第10号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第10号については、満場一致で承認いたされました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、日程22から日程27までの6議案は、いずれも平成18年度各会計に係る

決算認定案件であります。

よって会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程22、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程23、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程26、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程27、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって認定第2号から認定第7号までの6議案に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています6議案につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第7号までの6議案については、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、伴議員、紀議員、厚生常任委員会から、辻議員、里川議員、建設水道常任委員会から、吉野議員、西谷議員、以上の6名の議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

続いて、日程２８、認定第８号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって認定第８号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第８号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程２９、同意第１０号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

(栗本教育長 退席)

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第１０号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、同意第１０号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現委員の栗本裕美氏の任期が、平成１９年１０月２６日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第１０号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

平成１９年９月３日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田南５丁目９番９号

氏 名 栗本裕美

生年月日 昭和１５年９月２９日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますが、朗読

は省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第10号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

（栗本教育長 着席）

○議長（中川靖広君） 教育長にお知らせいたします。同意第10号については、満場一致で同意いたされましたので、ご報告をいたします。

続いて、日程30、同意第11号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）、日程31、同意第12号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その2）、日程32、同意第13号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その3）、日程33、同意第14号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その4）、日程34、同意第15号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その5）、以上5議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第11号から同意第15号までの5議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、同意第11号から同意第15号までにつきましてご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、現在の公文書開示審査委員会委員の任期が、平成19年9月30日をもって満了いたしますことから、後任として新たに委嘱する委員並びに引き続き委嘱する委員につきまして同意を求めるものでございます。

まず、同意第11号についてでございます。



現委員の太田信隆氏につきましては、引き続き委員として委嘱いたしたく、同意を求め  
るものでございます。

それでは、議案書を朗読をいたします。

同意第 1 1 号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その 1）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公  
文書の開示に関する条例第 1 4 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 1 9 年 9 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺 2 丁目 3 番 4 9 号

氏 名 太田信隆

生年月日 昭和 7 年 1 月 2 日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけども、  
朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、同意第 1 2 号についてでございます。

現委員の天野淑子氏の任期満了に伴いまして、後任委員として葛本博美氏を委嘱いた  
したく、同意を求めます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 1 2 号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その 2）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公  
文書の開示に関する条例第 1 4 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 1 9 年 9 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町五百井 1 丁目 1 番 2 0 号

氏 名 葛本博美

生年月日 昭和34年4月20日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第13号についてでございます。

現委員の清水孝雄氏につきましては、引き続き委員として委嘱いたしたく、同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第13号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波3丁目10番1号

氏 名 清水孝雄

生年月日 昭和5年1月26日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、同意第14号についてでございます。

現委員の尾崎幸子氏の任期満了に伴いまして、後任委員として長坂成行氏を委嘱いたしたく、同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第14号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町高安1丁目3番8号

氏 名 長坂成行

生年月日 昭和24年4月6日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございます。朗読は省略をさせていただきますけども、よろしくお願いをいたします。

次に、同意第15号についてでございます。

現委員の吉川裕子氏につきましては、引き続き委員として委嘱いたしたく、同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第15号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

以上で、同意第11号から同意第15号まで5議案の説明とさせていただきます。何とぞすべての議案につきましてご同意賜りますようお願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第11号から同意第15までの5議案については、質疑、討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第11号から同意第15号までの5議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程35、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、日程36、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の2議案は、いずれも同一事項に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により2議案を一括議題として、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第13号、報告第14号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、並びに報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））でございます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について（その1））

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第12号

専決処分書

### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年7月11日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、3枚目の損害賠償の額の決定についてをご覧いただきたいと存じます。まず、朗読をさせていただきます。

### 損害賠償の額の決定について

斑鳩町神南3丁目7番17号森田氏宅前道路において、斑鳩町ごみ収集車が保護支柱及び屋根瓦等に接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

#### 記

1. 損害賠償の額 3万9,925円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町神南3丁目7番17号  
森田裕明

本議案につきましてでございますが、平成19年6月1日、午前8時30分ごろ、衛生処理場の職員がごみ収集車を運転し、神南3丁目7番17号先の交差点を左折しようとしたしました。しかし、その交差点においては、幅員が狭い場所であり、折しも収集車の前方に歩行者がおられましたことから、その方を避けながら左折したことから、左後方の確認が不十分でありましたため、先ほど申し上げました森田裕明様の屋根を保護する支柱にごみ収集車の後部を接触させまして、さらにその支柱が屋根瓦と樋に接触いたしまして破損をさせてしまいました。

このことから、この事故によります保護支柱と屋根瓦等の修理代金といたしまして、所有者の森田裕明様に3万9,925円の損害賠償を行うことで、7月11日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものであります。

以上が事故の概要でございます。

続きまして、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第14号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第13号

#### 専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年7月11日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほど申し上げました事項に係ります示談が成立いたしましたこと、損害賠償の額も決定いたしましたことから、その損害賠償額を支払いますため、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。補正予算書の4ページをご覧くださいと存じます。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入におきまして、全国自治協会町村有自動車損害共済から、自動車損害共済金の受け入れといたしまして、新たに4万円を増額補正するものであります。

続きまして、5ページの歳出でございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに4万円を増額補正し、損害を与えました所有者に支払いをさせていただいたものでございます。

では、1ページにお戻りいただきたいと存じます。補正予算書を朗読させていただきます。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億311万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年7月11日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、並びに報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明を終わらせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この件につきまして、次も同じような関係が出てきますけれども、さきに行われた委員会等で色々質問も出ておりますので、細かいところについてはお尋ねしませんが、今回の事故につきまして、対応策として、担当部長の方からと、そして副町長の方からと指導、訓示等を行っていただいておりますけれども、もう少しやはり具体的な対応策というのをぜひ研究していただきたいというふうに思っています。どうしても、人間がやることですから事故というのは起こるものだと思いますけれども、いかにしてやはりそれを少なくしていくかということについて、もう少しやはり住民の皆さんにもご納得いただけるように具体的な対応策ですね、例えば今回、今の体制として2人乗っていただいて、曲がる時には確認をしているけれども、それをしっかりとやはりマニュアルにするなどしておけば、例えばもし次に事故が起こった時も、その時の状況がどうであったのかということで、問題点等も具体的に改善もしやすいのではないかとこのように思っていますので、今後研究していただいて、より具体的な対応策というのを検討していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を終わります。

続いて、日程37、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について(その2))、日程38、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案は、いずれも同一事項に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第15号、報告第16号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) それでは、引き続きまして、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について(その2))、並びに報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第15号でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第15号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について(その2))

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第14号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年8月8日



斑鳩町長 小城利重

続きまして、3枚目の損害賠償の額の決定についてをご覧いただきたいと存じます。  
朗読をさせていただきます。

#### 損害賠償の額の決定について

斑鳩町興留6丁目18番1号井上氏宅前道路において、斑鳩町ごみ収集車がフェンスに接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

#### 記

1. 損害賠償の額 42万5,985円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町興留6丁目18番1号  
井上正世

この事故の概要でございますけども、平成19年7月3日、午前9時40分ごろ、衛生処理場の職員がごみ収集車を運転し、興留6丁目18番1号先の交差点を左折しようとした際、左後方の確認を怠ったことにより、先ほど申し上げました井上正世様のフェンスにごみ収集車の左後部を接触させ、破損させてしまいました。

このことから、この事故によりますフェンスの修理代金といたしまして、所有者の井上正世様に42万5,985円の損害賠償を行うことで、8月8日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が事故の概要でございます。

続きまして、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

#### 報告第16号

#### 議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第15号

専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年8月8日

斑鳩町長 小城利重

それでは、本議案につきましても、先ほどご説明申し上げました事故に係ります示談が成立いたしまして、損害賠償の額も決定いたしましたことから、その損害賠償額を支払いますため、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入におきまして、全国自治協会町村有自動車損害共済から、自動車損害共済金の受け入れといたしまして、新たに42万6,000円を増額補正するものであります。

続きまして、5ページの歳出でございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに42万6,000円を増額補正し、損害を与えました所有者に支払いをさせていただいたものであります。

では、1ページにお戻りをいただきたいと存じます。補正予算書を朗読いたします。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億354万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年8月8日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の

額の決定について（その２））、並びに報告第１６号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）について）の説明を終わらせていただきます。

なお、各委員会等で承りましたご意見等を真摯に受け止めまして、事故のないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。報告第１５号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その２））、報告第１６号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）について）を終わります。

続いて、日程３９、報告第１７号 平成１８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第１７号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第１７号 平成１８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第１７号

平成１８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計

継続費精算報告書の報告について

標記について、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成１９年９月３日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告につきましては、平成17年度から平成18年度の2カ年にわたり継続事業といたしまして、龍田2丁目から龍田4丁目まで龍田北汚水幹線2工区工事として、延長約900メートル、内径1,000ミリの幹線管渠の施工を進めてまいりましたが、平成19年3月12日をもちまして継続事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりその報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、添付いたしております継続費精算報告書によりご説明申し上げます。

第1款公共下水道事業費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（龍田北汚水幹線2工区）。全体計画は、平成17年度4億円、平成18年度3億円、合計7億円で、これに対します実績額でございますが、支出済額の欄のとおり、平成17年度4億円、平成18年度3億円、合計7億円で同額でございます。その財源内訳につきましては、それぞれ記載いたしておりますとおりでございますので、詳細の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第17号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。報告第17号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告についてを終わります

続いて、日程40、要請第2号 「要請書」についてを議題といたします。

ただいま議題となっております要請第2号については、議会運営委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後 1 時 3 9 分 散会)